

第 22 回 紛争 解決 手続 代理 業務 試験 の 実施 に つ い て

社 会 保 険 労 務 士 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 89 号 ） 第 13 条 の 3 第 1 項 及 び 第 13 条 の 4 の 規 定 に 基 づ き 、 第 22 回 紛 争 解 決 手 続 代 理 業 務 試 験 を 次 の よ う に 実 施 す る 。

令 和 8 年 9 月 11 日

厚 生 労 働 大 臣 上 野 賢 一 郎

- 1 試 験 地 北 海 道 、 宮 城 県 、 東 京 都 、 愛 知 県 、
 大 阪 府 、 広 島 県 及 び 福 岡 県
- 2 試 験 日 令 和 8 年 11 月 21 日 （ 土 ）
- 3 試 験 科 目 個 別 労 働 関 係 紛 争 に 関 す る 具 体 的
 事 例 に つ い て 、 専 門 的 解 決 能 力 及 び 実 践 的 知 識
 を 問 う も の と す る 。 設 問 の 一 部 に つ い て は 、 社
 会 保 険 労 務 士 の 権 限 と 倫 理 に 関 す る 問 題 を 含 め
 る 。
- 4 受 験 資 格 社 会 保 険 労 務 士 法 第 13 条 の 3 第
 1 項 に 規 定 す る 研 修 の 修 了 者 。
- 5 受 験 手 続
 - (1) 受 験 申 込 み 受 験 希 望 者 は 、 紛 争 解 決 手
 続 代 理 業 務 試 験 の 受 験 申 込 書 （ 以 下 「 受 験
 申 込 書 」 と い う 。 ） に 所 要 事 項 を 記 入 し 、
 次 に 掲 げ る 書 類 等 を 添 え て 、 受 験 申 込 先 に
 提 出 す る こ と 。
 ア 社 会 保 険 労 務 士 法 施 行 規 則 （ 昭 和 43 年
 厚 生 省 ・ 労 働 省 令 第 1 号 。 以 下 「 則 」 と
 い う 。 ） 第 9 条 の 4 第 2 項 に 規 定 す る 研
 修 修 了 証 又 は 則 第 9 条 の 5 第 2 項 た だ し
 書 に 規 定 す る 研 修 を 修 了 す る 見 込 み で あ
 る こ と を 証 す る 書 面 。
 イ 写 真
 - (2) 受 験 手 数 料 受 験 手 数 料 は 、 全 国 社 会 保

険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

(3) 受験申込先 全国社会保険労務士会連合会試験センター(〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 5階 電話 03-6225-4882)(以下「試験センター」という。)

(4) 申込受付期間 令和8年9月14日(月)から10月2日(金)まで

簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和8年10月2日(金)までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

6 受験票の送付 受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7 合格者の発表 合格者の受験番号は、令和9年3月12日(金)の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

(2) 身体障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

(3) 試験の詳細については、別途試験センターが作成する受験案内を参照すること。

(4) 受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(サイズ23.5cm

× 12 cm : 長型 3 号) を必ず同封すること。